

証券ジャパンの約款・規程集（インターネット取引をご利用のお客様） 新旧対照表

令和4年5月2日  
株式会社証券ジャパン

このたび、2022年4月1日施行の民法改正（令和元年法律改正）に伴い、未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款において、成年年齢引き下げに関する記載について整備するため、証券ジャパンのジュニア NISA 約款（インターネット取引をご利用のお客様）を一部改正いたします。お客様におかれましては、当該改正内容等をご確認いただきますよう、お願い申し上げます。

（改正項目）

1. 「未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款（ジュニア NISA 約款）」を一部改正します。
2. 本改正は令和4年4月1日の適用といたします。

（改正項目の新旧対照表）

下線部分変更

新	旧
未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款 （ジュニア NISA 約款）	未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款 （ジュニア NISA 約款）
第1条～第20条 （現行どおり）	第1条～第20条 （省略）
（代理人による取引の届出） 第21条 2 3 お客様の法定代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行っている場合において、お客様が成年に達した後も当該法定代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。 4 5 お客様の法定代理人以外の代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座において取引を行っている場合において、お客様が成年に達した後も当該代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。	（代理人による取引の届出） 第21条 2 3 お客様の法定代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行っている場合において、お客様が20歳に達した後も当該法定代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。 4 5 お客様の法定代理人以外の代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座において取引を行っている場合において、お客様が20歳に達した後も当該代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。
第22条～第29条 （現行どおり）	第22条～第29条 （省略）
附則 この約款は、令和4年4月1日より適用させていただきます。 成年年齢に係る令和元年度税制改正に伴い、2022年4月1日より、本文中の「19歳」を「17歳」に読み替えます。また、2023年1月1日より、本文中の「20歳」を「18歳」に読み替え、2023年1月1日時点で19歳、20歳である者は同日に18歳を迎えたものとみなします。	附則 この約款は、令和3年4月1日より適用させていただきます。 成年年齢に係る令和元年度税制改正に伴い、2023年1月1日より、本文中の「20歳」を「18歳」に、「19歳」を「17歳」に読み替えます。その場合、2023年1月1日時点で19歳、20歳である者は同日に18歳を迎えたものとみなされず。

以上